

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
21	児童扶養手当に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

竹原市は、児童扶養手当に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

広島県竹原市長

## 公表日

令和7年1月20日

[令和6年10月 様式2]

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童扶養手当に関する事務
②事務の概要	<p>竹原市は、児童扶養手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>1. 児童扶養手当の受給資格の認定に関する事務 2. 児童扶養手当の額の改定に関する事務 3. 児童扶養手当の支給に関する事務</p> <p>番号法の別表第二に基づいて、竹原市は、児童扶養手当に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。</p>
③システムの名称	1. 児童扶養手当システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
児童扶養手当支給ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項及び別表の56の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第83条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】 ・番号法 第19条第8号 別表56の項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表17、20、42、89、90、125、141、155及び161の項</p> <p>【情報照会の根拠】 ・番号法 第19条8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表81の項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	竹原市 市民福祉部 健康子ども未来課
②所属長の役職名	健康こども未来課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号725-8666 竹原市役所 総務部 総務課 行政係 住所:広島県竹原市中央五丁目6番28号 電話:0846-22-7719 E-mail:soumu@city.takehara.lg.jp
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	

8. 付託個人情報プライバシーポリシーに関する問合せ

連絡先	郵便番号725-0026 竹原市役所 市民福祉部 健康こども未来課 こども福祉係 住所:広島県竹原市中央三丁目14番1号 電話:0846-22-7742 E-mail:kodomo@city.takehara.lg.jp
9. 規則第9条第2項の適用	[ ]適用した
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<選択肢> 1) 500人以上      2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<選択肢> 1) 発生あり      2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]	<選択肢>	1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ○ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ○ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

## 7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

## 8. 人手を介在させる作業

[      ]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の留意事項等を遵守している。

## 9. 監査

実施の有無	[ <input checked="" type="radio"/> ] 自己点検	[ <input type="checkbox"/> ] 内部監査	[ <input type="checkbox"/> ] 外部監査
-------	---	-----------------------------------	-----------------------------------

## 10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[ <input type="checkbox"/> ] 十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	---------------------------------------	---

## 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [ ]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[ <input type="checkbox"/> ] 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策  <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[ <input type="checkbox"/> ] 十分である  <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	竹原市特定個人情報等管理要綱及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じている。

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年5月29日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年5月29日	II しきい値判断項目 1. 取扱者数	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和3年9月24日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス	・番号法第19条第7号及び別表第2	・番号法第19条第8号及び別表第2	事後	
令和3年9月24日	I 関連情報 5. 計画実施機関における担	竹原市 福祉部 社会福祉課	竹原市 市民福祉部 社会福祉課	事後	
令和3年9月24日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの	竹原市役所 福祉部 社会福祉課 子ども福祉係	竹原市役所 市民福祉部 社会福祉課 子ども福祉係	事後	
令和3年9月24日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	1,000人以上1万人未満	1,000人未満(任意実施)	事後	
令和3年9月24日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和2年4月1日 時点	令和3年3月31日 時点	事後	
令和3年9月24日	II しきい値判断項目 1. 取扱者数	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和7年1月6日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項及び別表第1の37の項  2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第29条	1. 番号法第9条第1項及び別表の56の項  2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第83条	事後	
令和7年1月6日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表第2  (別表第2における情報提供の根拠) ・第3欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童扶養手当関係情報」が含まれる項(13, 16, 26, 30, 47, 64, 87及び116の項)  ・番号法 第19条第8号 別表56の項  ・番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表17、20、42、89、90、125、141、155及び161の項  【情報提供の根拠】 ・番号法 第19条第8号 別表56の項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表17、20、42、89、90、125、141、155及び161の項  【情報照会の根拠】 ・番号法 第19条第8号 ・番号法 第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表81の項  ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「別表第2省令」という。)第31条	【情報提供の根拠】 ・番号法 第19条第8号 別表56の項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表17、20、42、89、90、125、141、155及び161の項  【情報照会の根拠】 ・番号法 第19条第8号 ・番号法 第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表81の項  ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「別表第2省令」という。)第31条	事後	
令和7年1月6日	①部署	竹原市 市民福祉部 社会福祉課	竹原市 市民福祉部 健康こども未来課	事後	
令和7年1月6日	①所属長の役職名	社会福祉課長	健康こども未来課長	事後	
令和7年1月6日	請求先	竹原市役所 総務企画部 総務課 行政係 住所:広島県竹原市中央五丁目1番35号	竹原市役所 総務部 総務課 行政係 住所:広島県竹原市中央五丁目6番28号	事後	
令和7年1月6日	連絡先	竹原市役所 市民福祉部 社会福祉課 子ども福祉係	竹原市役所 市民福祉部 健康こども未来課 こども福祉係	事後	
令和7年1月6日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和3年3月31日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和7年1月6日	II しきい値判断項目 1. 取扱者数	令和3年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	